
6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

足羽川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 12 月 2 日に設置し、平成 24 年 1 月 11 日までに検討の場を 1 回、幹事会を 4 回開催した。

検討の場の構成を表 6-1 に、検討の場の実施経緯を表 6-2 に示す。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成 24 年 1 月 11 日に開催した第 1 回検討の場及び第 4 回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔福井県〕西川知事

- ・ダムの事業費については、平成 18 年に 960 億円と算定をされ、基本協定に至っている。そして、こうした点検をする前からコストをかけないとか、事業実施を迅速にするとか、地元の協議システムをつくって進めてきているわけであり、事業費が増額する要素は考えられず、さらなるコスト縮減に最善の努力をする必要があるとご説明もいただいている。
- ・今回の総事業費の点検の結果、22 億円の増額になるというような理解をしたが、基本協定締結後、現在に至るまで 5 年間で、現地で工事が進んでいるわけでもなく、むしろ効果が遅れているわけであり、このような多額の増額が生じることがあれば、十分な理解を得られないと思う。前回の幹事会でダムの軸の変更とか資材の有効利用によってコスト縮減の可能性があるという説明もあったが、是非とも事業費が増額にならないことを明らかにしていただきたいと考える。
- ・なお、県が提案し設置した国、県、池田町からなる足羽川ダム建設事業推進協議会がダム検証の開始により開かれてないところであり、コスト縮減や工期の短縮及び水源地域対策などを検討する場として、しっかり国として運営、実施をしていただきたいと思っている。
- ・足羽川ダムについては、40 年を超える長い歴史の中で、ダム事業審議委員会あるいは流域委員会等で慎重な検討を経て、平成 16 年の福井豪雨における甚大な被害も経験しながら平成 18 年 10 月に国、県、そして地元の池田町が協力して事業を進めるための基本協定を既に締結している。
- ・平成 21 年の政権交代後、国の政策転換により足羽川ダムは用地買収段階に入る直前に検証を実施することになり、これによってもう 2 年以上も遅れているという問題があり、また、水没地域の住民の方々は、将来の生活設計も立てられないまま、高齢化も進む中で、厳しい生活を強いられているというのが現状であり、このことをよくご理解を願う必要があると思う。
- ・足羽川ダムの検証に当たっては、これまでの経緯や水没地域住民の心情を十分踏まえて行う必

要があり、（ダム建設を含む案という）決定をするという結論に、もしなれば、スピード感を持って検証を進めて早期に結論を出さないと、数年間の時間が無駄になっているわけであり、コストを縮減すると言いながら、その間のコストも生じており、効果も発現できないし、また何年間の安全も脅かされておるといことであるので、そこは取り戻しが必要ではないかと思っている。もちろん、この検証が非常に意味のあることで、我々が考えたことをさらに保証するというのであればいいのだが、十分な結果、方針がわかっているようなことを改めて検討するようなことではいけないわけであり、中身を十分に示して、はっきりこうだということを責任持った考えをお示し願うことが重要だと思う。

- ・ 昨年も新潟・福島豪雨あるいは紀伊半島などで大きな水害が頻発していることなどからも、豪雨対策は重要な課題であり、国は足羽川の治水対策を早く進めていただくようお願いしたい。
- ・ 今回の治水対策案の総合的な評価の結果、ダム以外の案では大きなコストを要し、実現までには期間もかかるということで、ダム案が最も有利であるということであれば、その考えはいいと思う。
- ・ 平成 16 年 7 月の福井豪雨では、県都福井市の中心部を流れる足羽川の堤防が決壊し、1 万 1,000 世帯を越す被害が発生している。その後、平成 19 年には九頭竜川水系の河川整備計画が策定され、足羽川治水対策として河川改修を県が、足羽川ダムを国が実施するという役割が決まり、県の激特事業では約 170 億円をかけて平成 21 年に完成しており、治水対策は足羽川ダムの建設を残すのみとなっている。
- ・ ダム以外の 6 つの対策案については、激特事業で架け替えたばかりの幸橋などのかさ上げをすることになるというような案であり、コスト面だけでなく路面が上がるとか、鉄道あるいは沿道の土地利用に大きな影響を与えている。また、九十九橋や新明里橋などの架け替えになると、完成後 30 年程であり、公共事業のあり方として、既存のストックの活用あるいは都市構造にも影響する。それを考えると、ダム案よりコストをかけてまで行うべきタイプの事業ではないと思う。
- ・ いずれにしても、足羽川の河川敷の掘削を含む再改修が必要であり、県民による足羽川の利活用や県都福井市のまちづくりに大きな影響が生じるし、また、遊水地や輪中堤などの案については、新たに地元の合意形成を図らなければならないなど、早期の実現に疑問があり、現行のダム案で行うべきだと考える。
- ・ ここ数年の動きを地元から見ると、そもそも（こうした）議論が地域の安全にとって、どううまく生かされ、事業の役に立つような形でスピードを持って進められているかということについては様々な問題点があるので、ぜひこのダムとして決定をいただくことになれば、方針をはっきりして、ぐらぐらすることなく、そしてスピード感を持ってやっていただくということが県民の期待だと思うし、その点をよく念頭に置いていただいお進め願うということが、この

事業の推進につながると思う。

- ・ダム等いろいろな案が出たが、これは完成するまでに時間がかかる。そして、大雨が降るたびに首長はすごくストレスがかかるもの。事業を迅速に進めていただくと同時に、今の事業の中で中州の土砂の排除などを行うだけでも安心にもつながると思うので、大きな事業があるからその間、何もしないということではなく、日々のメンテナンスなどをきちっとやるのが大きな事業のまた信頼にもつながると思うので、その点もよろしくお願ひしたい。

〔福井市〕 東村市長

- ・いろいろと細かい調査をしていただいたということについて感謝を申し上げたい。パブリックコメントでの 18 件のご意見は、多いというわけではないと思うのだが、その中で放水路、堤防強化、遊水地といった代替案的な話も出ているが、18 件のうちの 15 件についてはダムを推進すべきだというご意見である。
- ・そもそも福井市というところは、九頭竜川、日野川、足羽川に囲まれた中で平野を形成している。九頭竜川については昭和 23 年 7 月に左岸が決壊し、その上で、上流にダムを建設してきたという経緯があるし、日野川についても昭和 34 年 8 月に左岸で決壊があり、上流にダムを建設した。しかし、足羽川についてはダムがないということもあって、従来からずっと不安視してきた。美山での建設が白紙に戻るというような経緯もあって、結果的には平成 16 年に福井豪雨で被害を受けてしまった。
- ・こういう経緯があるから、18 分の 15 名の方がダムを推進するという話もあるが、地域的にもそのような歴史的経緯をたどってきているということもあり、ダムに対する認識というのは非常に強くなっているところがあると思う。
- ・昨今のゲリラ豪雨というような雨の降り方、ここしばらくの状況とはまた変わった厳しい降り方をしているということを考えると、長い間、検討をするということは、人的災害ということにつながりかねない。そのためにも、早い対応が必要だろうと思っている。特に、昨年（平成 23 年）の新潟あるいは福島の豪雨というのは、平成 16 年のときの気圧配置と似ていたこともあり非常に心配した。早く対応策を打っていく必要があると認識をしている。
- ・治水対策案を 7 案、いろいろと検討していただいたわけだが、分解をしていくと、河道掘削、堤防のかさ上げ、引堤、遊水地、既設ダムの操作ルールの見直し、輪中堤、住宅のかさ上げ、多くはこの 7 つの組み合わせになっているのだろうと思う。
- ・河道の掘削については、さらなる掘り込みをすると塩水遡上の問題が出ることと、広げるという意味で高水敷の掘削等を行って流下能力を高めると、中流以降の水位が低下して、夏場の渇水期等に悪臭が出るということも言われる。また、現にこの高水敷は、（冬期の）排雪場所など通常は考えられない使い方をしている。使えなくなると、新たな対応策を考えていかなければ

ばならないという大きな課題を生む。他にも祭りや花火で河川敷を使わせていただいているので、新たな河道掘削を行うということは、問題をはらんでくる部分があると認識している。

- ・堤防のかさ上げでは、堤防を高くするという事は橋を当然高くすることとなり、市道や県道の橋桁（の処理）や費用負担をどうするのかという問題が出るし、かさ上げにより堤防の厚みも増すことになると、堤防脇の市道が全部潰されるということにつながり、個々の用地あるいは建物補償というものも非常に大きなパワーが必要になってくる。また、観光の一環として浜町界隈の改修等に多大なる投資をしてきたことがすべて無に帰するというようなことにもつながりかねないという意味での、堤防のかさ上げには問題があると認識をしている。
- ・引堤についても、今回の案では、基本的には日野川の五大引堤をやったところをさらに引堤をするという形になっており、手戻り感が非常に残るということで、住民に理解を得るのはなかなか難しいところがあるのではないかと考えている。
- ・遊水地では、酒生地区のあたりに遊水地をつくるという案が示されているが、国道 158 号が水没をすることにもなり、新たな道路の付け替えが必要になる。また、この地域に遊水地をつくることは、これよりも上流部分の治水対策は、河道掘削のみで対応がとれるのかどうか心配を持つところ。酒生地区で地元の詳細を得て、あれだけの面積を田んぼといえども確保するのは、大部分の理解をなかなか得られないのではないかと考えている。
- ・既存ダムの上操作ルールの見直しについては、放水路等も関係はよく似ている部分もあると思うのだが、現に九頭竜川と足羽川が台風などの時に、堤防ぎりぎりまで水がいっぱいになっている姿を福井の人は見ており、片一方のところの水を片一方へ持っていくということが、なかなか理解を得られにくいのではないかなと思う。
- ・パブコメの中には堤防強化というような話も出ていた。堤防強化ということは、結局越水は仕方がないというような考え方につながっており、越水して低いところに貯まった水をどういうふうには排水するのかというような、下水との関係における新たな課題を引き起こすというようなこともあるので、そのようなことも踏まえた対応を考えていただく必要があると考えている。
- ・輪中堤は、平成 16 年の福井豪雨で浸水被害を受けて住宅再建したところに、また輪中堤をつくり、あるいは住宅の土地を高くするというものであり、ここも理解を得るのはなかなか難しいだろう。一乗谷の朝倉氏遺跡の入り口は、特定景観計画区域としても活用しようとしているところでもあり、地元としても理解をしていくのは非常に難しいことになるであろうと思う。
- ・感覚論だけではないが、福井で生活をしていく上でこれまでに感じてきていることなどを踏まえながら、この間、ダム建設ということでいろいろとお願いをしてきて、池田町の皆さんも非常に苦渋の判断をしていただいて、今そういう流れをつくってきたところである。是非とも早くダムの形で整理をしていただき、事業が早く進むようお願いをしたいと考えている。

〔坂井市〕 坂本市長

- ・池田町は苦渋の決断で、足羽川ダム建設についていろいろ積極的に取り組んでいるし、池田町長も大変なご苦勞をされてきた。こういう話が出てから、もう40年近くたっており、余りにも期間が長過ぎるという感じ。
- ・評価を聞くと、今後13年ぐらいの予定で計画されていると言うが、40年過ぎてまた今後13年というのは、余りにも期間が長過ぎるのではないかと思っている。坂井市の住民も九頭竜川を抱えているということもあり、すごく心配している。1日も早く足羽川ダムの建設に取り組んでいただきたいと思っている。

〔池田町〕 杉本町長

- ・今回のこの総合的な評価の結果、現計画、ダムの計画が妥当だと結果が出たことについては、ダムを引き受けた自治体としては、現計画に瑕疵がなかったと受けとめさせていただいて、表現としては不適切、妥当ではないかもしれないが、ある意味ほっとしたというふうに思っている。
- ・この現計画については、ダム審議委員会や流域委員会において、基準的、基本的な時間を超えて審議、議論をされたものが現計画であって、平成16年の福井豪雨がある意味、大きな引き金となり、池田町にとってはあの福井豪雨を繰り返さないためには足羽川にダムが必要なんだということが最良の策となるならば、苦渋ではあるけれども、お引き受けをいたしましょうという決定をしたわけであって、この現計画に瑕疵がなかったという検証結果が出たことについては、安堵をしているということである。
- ・こういう状況、こういう経緯を踏まえてきて、現状、池田の住民、関係する住民は生活再建に入ろうとして、いわゆる（自分で）お金の借入れをして生活再建に移られた方も何人もおられる一方、平成18年の基本協定以降、対象となる住民は、数多くの世帯主がお亡くなりになっているという現状である。ダムが進むものというような形で生活再建に入ろうとしたところで、政権交代とはいえども何らかの現状・現況というのすら調査しないで、あるいは私に対してどういう状況に住民はいるのかというようなことの事情聴取もなしに、一方的に見直すという線を引いて、またこの2年余りもかけて人と労力と時間を費やしてまでこういうことをやったこの対応については、地元自治体の長としては大変憤りを持っている。
- ・公共事業、特にこういう大きいプロジェクトはどういうふうに動いているのか、どういう経緯でどういうふうに今現場でなされているのかという現状認識、現状調査をして、どれを見直すべきなのかということが、私は政策であり国の示すべき対応だと思っており、今回このような（検証という形で）時間を要していることに、憤りを持っているということもお伝えをしたい。
- ・このダムの事業については、洪水をとめる、豪雨災害をとめるということになっているが、同じ流域、同じ県民の中に、安全と安心という益を得る方がいる一方、逆にこのダムの建設に伴

って生活を再建しなければならないという苦悩を強いられる住民、県民がいるということがある。そういった中でコスト重視を声高に言われているが、その意味を私は十分理解をしているつもりであり、幾らその安全安心を確保するためでも、青天井で予算や費用を使っていけばいいというものではないけれど、同じ流域、同じ県民の中に益を、安心を確保するのと、生活を再建しなければならない苦渋を得るのと、2つの相反する立場の者ができるということであるので、このコスト重視と言われることになると、地元あるいは私、池田町側にとっては、住民の生活再建もコストが安いように、生活再建もコストでしか物を見ませんと言っているようにしか聞こえない。そういう言い回しというのは、生活再建あるいは地域整備等に対して上からふたをするような意見に聞こえ、この言葉を聞くたびに、私としては愉快的気持ちにはならないということをお伝えしておきたい。

- ・今回このような時間をかけていただいて、多方面に渡って協議もいただいて、現計画が妥当ではないかという報告が出た。ダムの見直しの象徴となっている八ツ場ダムの状況を見ても、これからがまた国土交通省内部でどうなるのか、あるいは有識者会議でどうなるのかもかもしれないし、与党がどのような声を出すのか知らないが、この決定が差し戻されたりしないように、是非とも本省にお伝えいただきたいと思う。せっかくここまでの時間を費やしたのだから、きちんとした対応をとっていただいて、今後の諸対応に迅速に入っていただけるような対応をお願いしたい。

表 6-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	福井県知事 福井市長 坂井市長 池田町長 近畿地方整備局長	福井県 土木部長 福井市 建設部長 坂井市 建設部長 池田町 産業振興課長 近畿地方整備局河川部長
検討主体	近畿地方整備局	近畿地方整備局

表 6-2 検討の場実施経緯

(平成 24 年 1 月 11 日現在)

月 日	実施内容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証 に係る検討指示	・国土交通大臣から近畿地方整備局長に指示
12 月 2 日	検討の場を設置	・「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ (案)」に基づき設置
12 月 10 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■規約について ■検証に係る検討手順 ■経緯及び概要 <ul style="list-style-type: none"> ・流域及び河川の概要 ・足羽川ダム建設事業の経緯及び概要
平成 23 年 8 月 25 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■足羽川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・堆砂計画 ■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案
10 月 31 日	第 3 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■足羽川ダム検証に係る検討手順 ■足羽川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費、工期 ■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・概略評価による治水対策案の抽出 ■意見募集について <ul style="list-style-type: none"> ・「これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的 対策案の提案」及び「複数の治水対策案に係る概略 評価及び抽出に対する意見」を対象
平成 24 年 1 月 11 日	第 1 回検討の場 第 4 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ■足羽川ダム建設事業の検証に係る検討の経緯 ■足羽川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の前提となっているデータ等 ■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・治水対策案に関するパブリックコメントに対する検 討主体の考え方 ・評価軸ごとの評価 ・足羽川ダム建設事業の総合的な評価 ■意見聴取等の進め方

検討の場の規約を P. 6-8～P. 6-11 に示す。

足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、第5条に規定する検討主体による足羽川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について見解を述べることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ実施要領細目に基づき議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の構成員は、必要があると認めるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成される。
- 3 必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。
- 4 検討主体は、幹事会を招集し実施要領細目に基づき議題の提案を行うとともに、検討内容の説明を行う。
- 5 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(検討主体)

第5条 検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局をいう。検討主体は、実施要領細目に基づき、足羽川ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（案）を作成する。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙-3「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月2日から施行する。

「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

福井県知事

福井市長

坂井市長

池田町長

国土交通省近畿地方整備局長

【検討主体】

国土交通省近畿地方整備局

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

【構成員】

福井県 土木部長

福井市 建設部長

坂井市 建設部長

池田町 産業振興課長

国土交通省近畿地方整備局河川部長

【検討主体】

国土交通省近畿地方整備局

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会 公開方針

検討の場および幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

(1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局、福井河川国道事務所および足羽川ダム工事事務所のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は、近畿地方整備局、福井河川国道事務所および足羽川ダム工事事務所において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局、福井河川国道事務所および足羽川ダム工事事務所のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- ・議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討の場および幹事会開催後、構成員全員が確認を行い確認完了後に公表を行う。

(4) 記者会見

- ・検討の場および幹事会終了後の記者会見は行わない。

(5) その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・カメラ取り等は冒頭部分のみ可能とする。

6.2 パブリックコメント

足羽川ダム検証においては、関係地方公共団体からなる第3回幹事会を実施した段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。

パブリックコメントは以下の要領で実施した。

(1) 意見募集対象

第1回幹事会の検証要領細目に示された26方策の概要説明後、第2回及び第3回幹事会では、九頭竜川流域の特性に配慮して複数の治水対策案（足羽川ダムを含まない案）を立案し、概略評価により治水対策案を抽出した。

これに関して、以下の1)～3)について意見を募集した。

- 1) これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
- 3) その他の意見

(2) 募集期間

平成23年11月1日（火）～平成23年11月30日（水）（11月30日17:00必着）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかによる。

(4) 資料の閲覧方法

1) インターネットによる閲覧または資料入手

国土交通省近畿地方整備局ホームページに掲載。

2) 閲覧場所での資料の閲覧及び様式の入手

資料の閲覧場所及び時間は表6-3に示すとおりである。

表 6-3 資料閲覧場所

地 域	機 関	閲 覧 場 所	住 所	備 考	
福井市内	国土交通省	近畿地方整備局 福井河川国道事務所 閲覧コーナー	福井県福井市花堂南2丁目14-7	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	国土交通省	近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 閲覧コーナー	福井県福井市成和1丁目211番地 ポラリスビル	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井県	土木部 河川課	福井県福井市大手3丁目17番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井県	福井土木事務所 地域整備第1課	福井県福井市城東4丁目28-1	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井市	建設部 河川課	福井県福井市大手3丁目10番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井市	美山総合支所 産業建設課	福井県福井市美山町7番1号	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井市	清水総合支所 産業建設課	福井県福井市小羽町27-1	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井市	越前総合支所 産業建設課	福井県福井市蒲生町1-88	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	坂井市内	福井県	三国土木事務所 地域整備課	福井県坂井市三国町錦4丁目2-68	閲覧時間は8時30分～17時00分
		坂井市	坂井市役所 建設課	福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
	池田町内	坂井市	三国総合支所 地域振興課	福井県坂井市三国町中央1丁目5-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
		坂井市	丸岡総合支所 地域振興課	福井県坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1	閲覧時間は8時30分～17時00分
		坂井市	春江総合支所 地域振興課	福井県坂井市春江町随心寺17-10	閲覧時間は8時30分～17時00分
		池田町	池田町役場 閲覧コーナー	福井県今立郡池田町稲荷第35号4番地	閲覧時間は8時30分～17時00分
池田町		池田町役場 下池田支所	福井県今立郡池田町千代谷第15号6番地の3	閲覧時間は8時30分～17時00分	
池田町		能楽の里文化交流会館 町立図書館	福井県今立郡池田町藪田5-1	閲覧時間は10時00分～17時00分 日曜日の閲覧時間は10時00分～16時00分	
上記以外	国土交通省	近畿地方整備局 総務部総務課 情報公開室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	閲覧時間は9時30分～17時00分	
	国土交通省	近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 閲覧コーナー	福井県大野市中野29-28	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井県	奥越土木事務所 地域整備課	福井県大野市友江11-14	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井県	奥越土木事務所 勝山維持管理課	福井県勝山市滝波町1丁目569番地	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井県	丹南土木事務所 地域整備課	福井県越前市上太田町42-1-1	閲覧時間は8時30分～17時00分	
	福井県	丹南土木事務所 鯖江丹生土木部 地域整備課	福井県丹生郡越前町気比庄3-17	閲覧時間は8時30分～17時00分	

※ 閲覧期間の土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます。なお、池田町能楽の里文化交流会館町立図書館は、月曜日、火曜日、第三日曜日及び祝日を除きます。

(5) 意見提出者

流域内外の 18 人からご意見を頂いた。意見提出者の地域別、年代別、性別の割合を以下に示す。

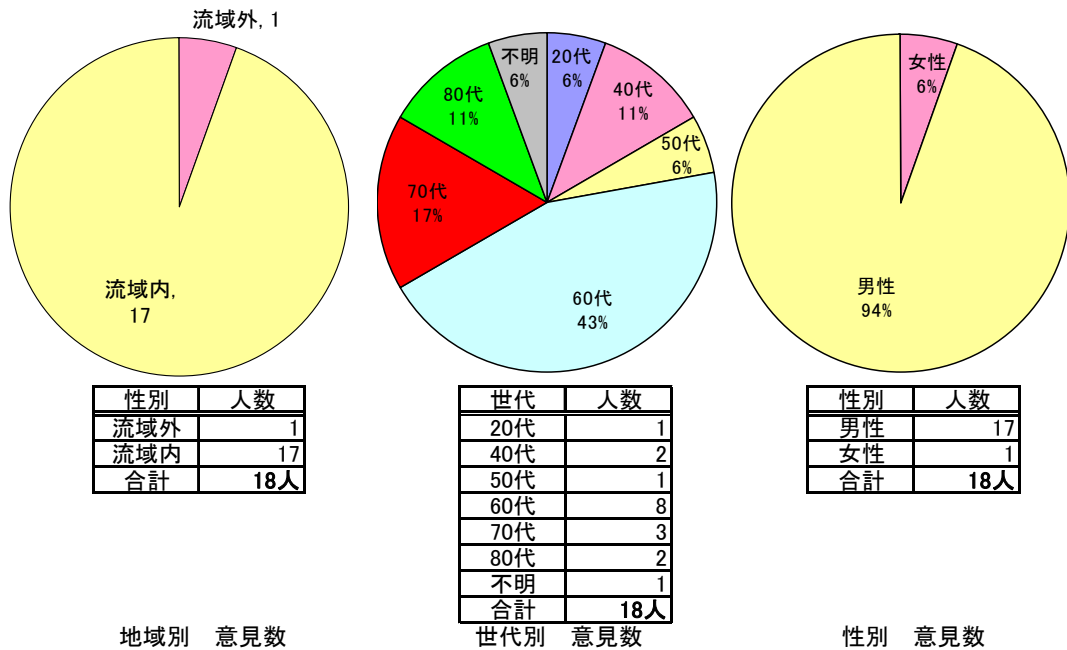


図 6-1 意見提出者の属性

(6) パブリックコメントに寄せられたご意見

パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、足羽川ダム検証の参考とした。

寄せられたご意見に対する検討主体の考え方を表 6-4～表 6-10 に示す。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す。

このため、ご意見を提出して頂いた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が一致していない場合がある。

表 6-4 寄せられたご意見と検討主体の考え方 (1)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) これまでに提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案		
1	<p>【 具体的な治水対策案の提案について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足羽川から九頭竜川に洪水を分流する排水路または河川トンネルを整備する。放水先の九頭竜川では、河床掘削または川幅の拡幅工事を行うことにより流下能力を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、足羽川から九頭竜川に洪水を分流する放水路と河道改修の組合せ案については、複数の治水対策案の一つとして検討します。
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
2	<p>【 概略評価(案)で棄却した治水対策案について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの有効活用は追求すべきことがら。既設5ダムの有効活用について最後まで調整を行うべきである。(Ⅲ-1案⑫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、治水対策案Ⅲ-1案⑫については、評価軸ごとの評価を行う治水対策案の1つとします。
3	<p>【 「ダム建設を含む治水対策案」について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯、コスト、実現性等を考えるとダム建設が最も優れた治水対策案と考える。 ・これまで投下された事業費を考慮すると、有効な施策としてダム事業の継続が必要。 ・昭和42年の予備調査以来44年間にわたり水没対象住民は苦渋の生活を強いられている。現計画案では地元住民はやむなくだがダムを受け入れている。これまで苦しんでいる地元住民のことも考えて早急に現計画を進めるべき。 ・ダム建設は必ずしも自然破壊となるものではなく、極力自然と共生する方法で建設することが重要と考える。 ・足羽川ダム建設にあたって福井県知事、福井市長、坂井市長等が同意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)6)地域社会への影響(略)7)環境への影響」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。 ・また、「検証に係る検討にあたっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
4	<p>【 「ダム建設を含まない治水対策案」について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野川区間は引堤であるため計画高水の上昇はなく、用地買収も他の地域に比べれば比較的容易であると考えられ、最も現実的。足羽川下流は市街地のため、引堤は不可能。堤防のかさ上げに併せて右岸のコンクリート堤の補強改造ができる。(Ⅰ-7案⑧') ・提出されている中からⅢ-2案⑬が良い。 ・福井市で生まれ育ってきて小さい頃から何度も洪水を経験し、その都度、生活の不便や被害を被ってきた。過去の河川工事を否定するように、繰り返し堤防工事等を施行する「治水対策案」については、反対である。 ・現計画に比べすべてコストが高く、また、新たに用地の取得が必要な案ばかり。用地買収及び関係者の理解を得るにはさらに数拾年かかると思われ、実現は困難と思われる。 ・事業費が他の4案と同様としても、輪中堤や宅地のかさ上げは社会的に無理がある。(Ⅳ-3案⑭) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト(略)3)実現性(略)6)地域社会への影響」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。

表 6-5 寄せられたご意見と検討主体の考え方(2)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
5	<p>【 堤防のかさ上げを含む治水対策案について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川区間は日野川と合流するため、河川の氾濫は極力抑制するべき箇所である。高水敷掘削に加えて堤防のかさ上げも行う案にすることで、さらに効果的な治水対策ができる。(I-4案⑦) ・市街地(足羽川下流区間)での堤防かさ上げは、新たな浸水(内水)被害が発生すると考えられ反対。 ・日野川区間の堤防のかさ上げは、最大0.2mとはいえ計画高水の上昇を招く。そのため次善の策と捉えるべき。(I-4案⑦) ・日野川、足羽川下流両区間の堤防のかさ上げによる計画高水の上昇が懸念される。(III-2案⑬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる(略)7)堤防のかさ上げ」と規定されています。これに基づき、堤防のかさ上げを含む治水対策案についても検討を行っています。 ・具体的には、同細目に基づき検討を行った27の治水対策案のうち、堤防のかさ上げを中心とする治水対策案に加え、遊水地、放水路、既設ダムの活用などと組み合わせたものも含め、22の治水対策案において、堤防のかさ上げを含んでいます。また、27の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「足羽川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案は全て、堤防のかさ上げを含んでいます。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)2)コスト」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、計画高水位を上昇させることによる影響や内水処理に係る影響について、評価を行っています。

表 6-6 寄せられたご意見と検討主体の考え方(3)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
6	<p>【遊水地を含む治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借り上げ方式（災害時に農地を利活用）の遊水地設定をすれば、コストを大幅に引き下げつつ治水効果を発揮できる。 ・遊水地について、田園地域とは云え、広大な用地が入手出来るか疑問。（Ⅱ－6案㉑） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1）～26）を参考にして、幅広い方策を組み合わせ検討する（略）3）遊水地（調節池）等」と規定されています。これに基づき、遊水地を含む治水対策案についても検討を行っています。 ・具体的には、同細目に基づき検討を行った27の治水対策案のうち、3つの治水対策案において、遊水地を含んでいます。また、27の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「足羽川ダムを含まない治水対策案」として抽出した5案のうち「大規模治水施設による対策案」が、遊水地を含んでいます。 ・遊水地を含む治水対策案の検討にあたっては、地下水位が高いため掘削しても容量を確保できないこと等から、用地を取得せず、地役権の設定（洪水時にのみ使用する借り上げ方式）による整備を想定しています。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1）～7）で示すような評価軸で評価する。（略）1）実現性イ）土地所有者等の協力の見通しはどうか」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、土地所有者等の協力の見通しについて、評価を行っています。
7	<p>【治水対策案の評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果的にコストが大きかったり、難工事や住民の理解との関係で「ダム」に誘導している印象が否めない。 ・費用対効果の最適な対策案を望む。 ・足羽川については、福井市の中心部を貫流することから、河道整備、堤防のかさ上げ、ダム築造等の早期の完成が最重要である。 ・最善の工種を選定し、最適な事業費を短期間に確保しながら早期着工を望む。 ・福井豪雨のような惨劇が繰り返されることのないよう治水対策の充実が必要。 ・日本中どこで洪水が発生するかわからない状況。早期の治水対策の実施が必要。 ・地元住民との対話を重視したうえで決定していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の検証では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案し、様々な評価軸による評価を行い、対応方針(案)を決定することとしています。 ・また、同細目において、「検証に係る検討にあたっては、（略）関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・なお、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。 ・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

表 6-7 寄せられたご意見と検討主体の考え方(4)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
8	<p>【 目標を上回る洪水等が発生した場合等の対応に関するご意見について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムは、満水後の増水や下流の降雨に治水の確実な向上は見込めない。 ・1000年に1回起きるような規模の豪雨災害に対する治水対策案として、比較している治水工法の優位性を議論しておくことも必要と思われる。 ・最近、世界各国や全国至る所で、異常気象による集中豪雨(ゲリラ豪雨)が頻繁に発生している。今後も、これまで以上の大規模な集中豪雨・洪水の発生が予想され心配。 ・昨今の異常なる気象、特に熱帯地方的な集中豪雨を考慮すると、河川改修等だけでは対策不十分であり、足羽川ダムが必要である。 ・今年の台風12号における時間降雨量100mmなど、これまで考えられない気象の状況を踏まえ、早急にダム建設に着手すべき。 ・足羽川ダムが建設されると、色々な水調節が可能となり、同時に洪水にも多様な対応が可能となり、安全・安心に暮らすことが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)ロ)目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水が発生した場合及び局地的な大雨が発生した場合について評価を行っています。 ・なお、足羽川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
9	<p>【 コスト、時間的観点から見た実現性に関するご意見について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間と事業費をかけるダム計画に固執することは、結局、治水効果の出現を遅らせ、全体の県民益を損なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)ハ)段階的にどのように安全度が確保されていくのか(略)2)コスト(略)3)実現性」と規定されています。これに基づき、足羽川ダム建設事業の検証においても、10年後、20年後に確保される安全度及びそれぞれの評価軸について評価を行っています。

表 6-8 寄せられたご意見と検討主体の考え方(5)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
10	<p>【水不足の可能性に関するご意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化などにより、将来の大きな水不足の可能性が考えられる。このような状況に対する保険をかけておくという意味での、ダム の優位性も考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に多目的ダムへの利水者の参画にあたっては、利水者の判断に基づき行われるものです。足羽川ダムについては、平成 13 年 9 月 20 日に福井県を通じて県内水需給計画の内容を確認したところ、足羽川ダムへの利水参画の要望が無い旨の回答があったこと、及び第 30 回九頭竜川流域委員会において、足羽川の瀬切れ解消のための不特定用水容量を確保する緊急性は乏しいとの河川管理者(福井県)の検討結果及び審議内容を踏まえ、利水目的を含まない洪水調節専用(流水型)ダムとして計画しています。 なお、地球温暖化の影響に関しては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7) で示すような評価軸で評価する。(略) 5) 柔軟性(略) イ) 地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか」と規定されており、これに基づき評価を行っています。
3) その他の意見		
11	<p>【複合災害について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震後の洪水のような複合災害の観点からの優位性も議論する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震に対する堤防等の河川構造物の耐震性能の照査では、盛土による堤防(土堤)は、その構造上、地震に対して損傷を全く許容しないことは不合理であること、一般に、地震による損傷を受けても短期間で修復可能であることから、地震によって堤防に損傷を生じても、平常時の最高水位に対して越流を生じない機能を保持することを、堤防の耐震性能としています。 東日本大震災等から得られる教訓として、「東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方について 報告書」(平成 23 年 9 月)が、河川堤防耐震対策緊急検討委員会においてとりまとめられているところです。今後の九頭竜川の治水施設の整備に当たっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、これらの教訓を踏まえ、堤防強化を含むメニューを並行して実施することも重要であると考えています。

表 6-9 寄せられたご意見と検討主体の考え方(6)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見		
12	<p>【 決壊しづらい堤防について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足羽川は、越流しても土堤で1時間40分間も破堤しなかった。川裏をブロック等で補強すれば、水位低下までの数時間は破堤しない。ダムより建設費の小さい「決壊しづらい堤防」を整備すべき。 ・ダムに拘り難破堤堤防の技術開発を長年実施せず、さらに今後調査研究が必要だと先延ばしする。また、破損がなかった堤防表側をブロックで覆い、破堤を招いた裏側の補強は行わない。技術的に奇妙な足羽川災害復旧工事となっている。県が川裏補強を依頼すると国は怒り出す。現場ではなく構造令で思考停止になっているのではないか。財政難と膨大な治水需要、根本的な転換が必要。 ・県内でも越水の恐れがある堤防にブルーシートをはって破堤を防いだりしている。堤防そのものを難破堤型にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月福井豪雨の後に、洪水被害の再発を防止することを目的として福井県が設置した「平成16年7月福井豪雨 足羽川洪水災害調査対策検討会」の調査結果では、7月18日12時15分頃越水が始まり、堤防が浸食されたことにより13時35分～13時45分頃に破堤したことなどがとりまとめられています。 (http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/seibi/fukuigouu.html) ・また、福井県が実施した河川激甚災害対策特別緊急事業では、河床掘削、高水・低水護岸工事だけでなく、川裏ドレーン工事・堤防天端舗装・特殊堤補強等の堤防強化対策もあわせて行われています。なお、「県が川裏補強を依頼すると国は怒り出す。」というご意見について、そのような事実は確認できませんでした。 ・「河川管理施設等構造令」は、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準であって、社会の変化や技術の進展等に対応して改正が行われてきています。また、現在までに得られた技術的知見及び現場での運用等を勘案した解説書も発行されているところです。 ・「決壊しづらい堤防」については、開発を進めることは重要だと考えています。また、今後の九頭竜川水系の治水施設の整備に当たっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしていますが、堤防強化を含むメニューを並行して実施することが必要であると考えています。 ・洪水時に堤防から水があふれる(越水)おそれがある場合などに、堤防を防水シートやむしろで被覆して堤防の決壊を防ぐ水防工法は、古くから行われてきており、現有治水機能を最大限に発揮させるものとして、河川改修と並び重要であると考えています。

表 6-10 寄せられたご意見と検討主体の考え方(7)

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3) その他の意見		
13	<p>【 その他全般的なご意見について 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較検討の結果、ダムが最適案となれば建設はやむを得ない。 ・早急なダム建設を望む。 ・既存の計画（足羽川ダム計画）で実施してほしい（実施すべき）。 ・東北大震災の地震のように、天災は何時起こるかも知れない。足羽川ダムを一分一秒でも早く着工することを願う。 ・昭和 40 年代に足羽川河川敷でサーカス小屋が洪水で流され、それ以降足羽川ダム計画の話が出た。それから 30 数年以上の年月が経過している事を考え、早く進めてほしい。 ・関係受益者の意を汲み、補償が速やかに完了することを望む。 ・人生の半分 40 年をダムに翻弄された。早く決着を付けてほしい。 ・地元住民にとっては、既設の計画に同意するまでには相当の紆余曲折があった。土地所有者は高齢者が多く、1 日も早い用地補償をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の足羽川ダムの検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。

6.3 検討主体による意見聴取

今後、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。